

宇都宮市子どもの居場所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭でも学校でもなく、子どもにとって自分の居場所と思える「子どもの居場所」を身近な地域に設置することにより、健全育成に取り組むとともに地域全体で子どもを見守り・育てる機運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子どもの居場所」とは、子どもにとって身近な地域において、家や学校以外で全ての子どもが気軽に立ち寄り、かつ、自由に集まることができ、見守り役の大人がいる中で自主的な活動や交流の機会が提供される「場」のことをいう。

(登録要件)

第3条 子どもの居場所として登録することができる個人又は団体は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 個人又は団体が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2項に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業務を営むもの

ウ 営利活動や宗教的活動、政治的活動を行うもの

エ その他公序良俗に反する活動を行うおそれのあるもの

(2) 子どもの居場所の運営について、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア 子どもたちが誰でも自由に利用可能であり、地域に開かれた居場所として市内で運営すること。

イ 原則として、月2回以上、1回2時間以上子どもの居場所を開催すること。

ウ 居場所の開設中の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること。

エ 居場所において、子育て経験、子どもの見守り経験又は同等の経験がある者を1名以上見守り役として配置し、見守り役は、子どもの健全な育成の阻害につながる行為の発生を未然に防ぐとともに、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある酒類その他の物品について注意をもって管理し、子どもの安全確保に努めること。

オ 食事を提供する場合において、食品衛生責任者養成講習会を修了した者又は同等以上の資格を有する者を置くほか、食品衛生に関する研修、講習会に参加し、常に

食品衛生に努めること。

カ 1人当たり1.65㎡以上の面積を確保することとし、5名以上を受け入れられる面積の場所を用意すること。

キ 1年以上継続して子どもの居場所を運営する見込みがあり、その能力を有すること。

ク 地域や学校関係者へ登録前又は開設前の説明を行うこと。

ケ 居場所の開設がわかる表示を掲げ、子どもへの周知を行うこと。

(登録の申請)

第4条 子どもの居場所として登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、宇都宮市子どもの居場所登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 子どもの居場所見守り役名簿（様式第3号）
- (3) 団体の体制及び施設の概要が分かる書類
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査により、適当と認めるときは、登録の決定をし、宇都宮市子どもの居場所登録決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の却下)

第6条 市長は、申請があった場合において、登録の対象でないと認めるときは、申請を却下し、宇都宮市子どもの居場所登録申請却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(登録期間)

第7条 子どもの居場所の登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度途中で第5条の規定により登録の決定を受けたときは、登録決定日から当該年度末までとする。

(登録内容の変更)

第8条 第5条の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更があったときは、速やかに宇都宮市子どもの居場所登録事項変更届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(登録者の責務)

第9条 登録者は、子どもの居場所の実施に当たり、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 宮っ子の居場所登録団体ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に参画すること。
- (2) 子どもの居場所を対象とした研修会や会議などに積極的に参加し、人材育成に努めるとともに、市やネットワークが行う広報や周知に協力すること。
- (3) 地域や学校関係者等への情報提供や事業の周知などを行い、協力関係の構築に努めること。

（状況報告及び調査）

第10条 市長は、子どもの居場所の管理運営状況に関し、必要があると認める場合は、登録者から報告を求め、又は現地調査を実施し、改善についての必要な助言を行うことができるものとする。

（実績報告）

第11条 登録者は、登録期間が終了したとき又は第12条の規定により登録を更新したときは、宇都宮市子どもの居場所実績報告書（様式第7号）を市長の定める期日までに提出しなければならない。

（登録の更新）

第12条 登録者は、登録を更新しようとするときは、登録期間終了の1か月前から登録期間終了までの間に宇都宮市子どもの居場所継続申請書（様式第8号）を市長に提出し、第5条に規定する登録の決定を受けるものとする。

（登録の辞退）

第13条 登録者は、登録を辞退しようとするときは、辞退する2か月前末日までに、宇都宮市子どもの居場所辞退届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 子どもの居場所を取り止めるとき。
- (2) 第3条に定める登録要件を満たさなくなったとき。

（登録の取消し）

第14条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める登録要件を満たしていないとき。
- (2) 子どもの居場所が、第3条及び第9条の規定に違反し、市長の指示に従わないとき。
- (3) 登録者が、第8条の登録内容の変更等により、第3条に定める登録要件を継続することができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、宇都宮市子どもの居場所取消決

定通知書（様式第10号）により，登録の申請をした者に通知するものとする。

（様式）

第15条 この要綱に規定する申請書等の様式は，別に定める。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

制定文（令和4年4月1日告示第125－7号）

令和4年4月1日から適用する。

改正文（令和5年4月1日告示第128－4号）

この要綱は，令和5年4月1日から施行する。

改正文（令和6年4月1日告示第137－29号）

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。